| 税目 | | | 課税標準額等 | 税率 |
|---|---|---|---|---|
| 市町村税 | 普通税 | 市町村民税 | | 2,000万円以下である場合<br>100分の2.4<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）<br>2,000万円を超える場合<br>48万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の３（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）に相当する金額との合計額<br>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合<br>6,000万円以下である場合<br>100分の2.4<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）<br>6,000万円を超える場合<br>144万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の３（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）に相当する金額との合計額<br>・課税短期譲渡所得金額　100分の5.4<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2）<br>ただし、<br>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合　100分の３<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）<br>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の３<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）<br>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額　100分の３<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）<br>・先物取引に係る課税雑所得等の金額<br>100分の３<br>（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） |
| | | | (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 | (ハ)　分離課税に係る退職所得の金額<br>100分の６ |

| 税目 | | | 課税標準額等 | 税率 |
|---|---|---|---|---|
| 市町村税 | 普通税 | 市町村民税 | 法人<br>1　均等割<br>（平成30年度納税義務者見込数3,698千人） | 法人<br>1　均等割<br>標準税率<br>(イ) 資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 50,000円<br>(ロ) 資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 120,000円<br>(ハ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 130,000円<br>(ニ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 150,000円<br>(ホ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 160,000円<br>(ヘ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 400,000円<br>(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 410,000円<br>(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 1,750,000円 |